

平成 30 年 6 月 1 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03153

研究課題名(和文) 制裁的金銭支払制度による長時間労働規制の研究 日本・中国・台湾の比較研究

研究課題名(英文) Regulation of long working hours by additional payment --Comparative study of Japan, China and Taiwan--

研究代表者

山下 昇 (YAMASHITA, NOBORU)

九州大学・法学研究院・教授

研究者番号：60352118

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：日本の労働基準法は、割増賃金や付加金のように、使用者に経済的な負担をかけることによって、時間外労働を抑制している。加えて、労働時間規制に違反した使用者に対して、罰則を科している。本研究では、割増賃金や付加金のような民事的な制裁を通じた労働時間の規制について研究を行う。そして、中国や台湾の制度と比較して検討を行いながら、労働法の規制の実効性を確保するために、民事的制裁の有効性を検証する。

研究成果の概要(英文)：Labor Standards Act of Japan imposes additional payment on employers, and controls long working hours. Also, Labor Standards Act determines the criminal regulations. In this study, I study the regulation of the working hours through the sanctions of the civil rules, for example, premium wages and additional payment. And I examine this problem in comparison with China and Taiwanese systems.

研究分野：労働法

キーワード：労働時間 金銭的制裁 付加金 長時間労働 賠償金 労働法

1. 研究開始当初の背景

(1) 日本の課題

日本では、過労死や過労自殺などの問題が大きな社会問題となっており、その背景として、そうした問題を抱える職場において、恒常的な長時間労働が蔓延していることが指摘される。こうした長時間労働の規制の根幹は、週 40 時間労働の法定労働時間規制であるが、実際には、時間外労働を許容する事業場協定(労働基準法 36 条等)により、法律上、長時間労働をさせても、刑事罰の対象とならない。

一方で、割増賃金や付加金を支払わせることにより、時間外・深夜労働に対して経済的な負荷をかけることにより、使用者に対して、長時間労働を抑制する手法がとられているが(労働基準法 37 条等)その規制の実効性確保が重要な課題となっている。

(2) 諸外国の規制

諸外国の中には、絶対的な時間外労働の規制を設ける国もあり、同時に、長時間労働に付加的な制裁金を課す国もある。制裁金の性質が、行政的な処罰の場合(金銭が国・行政機関に支払われる)と、民事的な制裁の場合(金銭が直接労働者に支払われる)がある。欧米の研究は多数ある一方で、中国・台湾に対する研究が不十分であることから、東アジアにおける法規整を参照して、日本の課題を検討することとした。

2. 研究の目的

本研究では、労働基準規制及びその実効確保手段について研究を行う。特に、労働基準規制のうち、労働時間・休憩・休暇の領域を中心として、実効確保手段のうち、制裁的な金銭給付を通じたものを対象とする。また、比較対象国として、日本(及び特に付加金についてそのルーツとなったアメリカの確定損害賠償額)、中国、台湾を取扱うこととする。

特に、本研究で着目する日本の労働基準法上の付加金制度については、おそらく、これまでほとんど研究がなされてこなかったといつてよい。また、労働基準の実効性確保という観点からの労働法の研究もあまりない。使用者に対して、制裁(懲罰)的に金銭支払いを命じる仕組みの研究はこれまであまりなく、また、本研究では、東アジアの3つの法制(日本、台湾、中国)を比較する点に特徴がある。

3. 研究の方法

本研究では、日本における付加金制度について、その制定過程(そのルーツであるアメリカの確定損害賠償額)を文献(日本語・英語)などから検討し、さらに、日本の裁判例を検討して、付加金制度の実態的な運用状況及びその問題点を明らかにする。

次に、中国における「賠償金」制度及び行政罰(「罰款」)について、中国の裁判例の分

析や現地での調査を行い、検討する。

そして、台湾における労働監督行政による行政罰の仕組みを、補足的に検討する。

最後に、3年間の研究の総括を行う。「賠償金」や行政罰の研究の前提として、労働時間・休憩・休日の法規制の実態も明らかにする。

4. 研究成果

(1) 日本の長時間労働の現状と裁判例

長時間労働に伴う諸問題と長時間労働の規制手法について、裁判例から検討を行った。長時間労働は、労働者の脳心臓疾患や精神的不調につながるケースが多く、日本の裁判例においても、労災保険の適用(業務上疾病)や安全配慮義務に基づく損害賠償の事案として表面化する。そこで、過労死の事案として、「トラック運転手の内因性疾患死と業務起因性 - 国・福岡東労基署長(蔭田運送)事件」(法学セミナー729号131頁)において、慢性的な長時間労働に起因する労災保険の適用問題について検討を行った。また、長時間労働に起因する過労死の問題について研究を行い、「長時間にわたる疲労蓄積と業務起因性 - 横浜南労基署長(東京海上横浜支店)事件」(別冊ジュリスト227号104頁-105頁)としてまとめた。

次に、長時間労働に起因してうつ病等の精神的不調に罹患する(その結果、自殺(過労自殺)する)ケースも少なくなく、そうした事案は、パワハラ等のハラスメントを伴うこともある。そこで、「長時間労働とパワハラによる医師のうつ病発症・自殺と損害賠償責任 - 公立八鹿病院組合ほか事件」(法学セミナー732号117頁)において、長時間労働とハラスメントの関係及び法的対応について研究を行った。

さらに、長時間労働の一例として、ピル等の警備員の仮眠・休憩時間の労働時間該当性についても研究を行い、「警備員の仮眠・休憩時間の労働時間該当性 - ビソー工業事件」(やまぐちの労働595号6-7頁)で検討し、その中で、労働時間該当性の司法判断が難しい場合に、付加金の支払が否定されることがあることを明らかにした。

(2) 民事的制裁をめぐる判例法理

日本の付加金制度について、最高裁判決(最3小決平27・5・19民集69巻4号635頁)に対する判例研究を行い、これを公表した(山下昇「付加金請求に関する手数料の還付請求と付加金制度の目的」法政研究84巻2号479頁-494頁)。ここでは、付加金の目的として、最高裁は「損害の填補」の趣旨を含むとするが、立法史や過去の判例との整合性がとれないことを指摘し、付加金の性格として、民事的制裁説をとるべきことを主張した。そして、船員法と労働基準法の立法史を検討する中で、アメリカの公正労働基準法の内容などを検討し、日本の船員法と労働基準法の制定過程で、アメリカ法がどのような影響を

与えたかについて検討を行った。

さらに、山下昇「民事的制裁の効能」(労働法律旬報 1902号 4頁 - 5頁)において、民事的制裁を通じた労働法上の義務の履行を促進することの重要性を論じた。

(3) 中国法・台湾法の状況など

中国法の研究としては、中国における労働契約の書面化とその実効確保の手段としての賃金の二倍支払の制裁について研究をおこなった。中国では、契約当事者に対して書面の労働契約に署名または記名押印することを義務付けている。そして、1か月を超えて書面労働契約の締結をしない場合に、使用者に2倍賃金の支払いを強制し、他方で、締結に応じない労働者は解約されるという制裁的な方法で、書面化を義務付けている。要するに、1か月目以降について、基本賃金に加算して付加賠償的に同一額の賃金を支払う必要が生じる。

この制度の立法目的は、労働契約内容を明確にし、紛争を未然に紛争が生じないようにするためのものであるが、それは、中国が、契約社会として十分に成熟していないことを背景としている。一方で、就業規則や労働協約が中国でも広く機能するようになれば、こうした強制は不要になるかもしれないが、現時点で、こうした義務化を廃止する動きはないようである。その研究成果も公表した(山下昇「中国における労働契約の書面化とその実効性確保の手段 - 民事的制裁を通じた労働法上の義務の履行促進」法政研究 84巻 3号 647頁 - 669頁)。

台湾法については、2016年9月に台湾で開催された日台労働法研究者座談会に参加し、企業組織変動における労働法の役割に関する台湾法と日本法の比較について学習する機会を得た。また、台湾の研究者と労働時間規制などに関する現状をめぐって意見交換することができ、理解を深めた。さらに、2017年11月には、佐賀大学で開催された第3回日台法学研究シンポジウムに参加し、台湾の休暇・休日・労働時間制度の改革についての報告を聞き、台湾の研究者と議論を行った。

この他、日韓解雇法シンポジウムに参加・報告し、日本と韓国における能力不足の労働者に対する解雇の判例動向について、議論し、理解を深めることができた。こうした機会を得て、アジアにおける労働法の問題状況や共通する労働時間をめぐる問題点などについて理解を深めることができた。

(4) 解雇法との関連

中国や台湾・韓国との比較労働法の研究遂行に当たって、長時間労働の弊害とともに、解雇の問題を研究課題として認識した。特に、長時間労働やその背景にあるハラズメントを契機として、心身の健康に悪影響を与えるだけでなく、解雇や辞職に追い込まれる事案は、日本と共通していた。そこで、本研究の補足的な研究として、解雇法についても、関連する限りで研究を行った。

韓国でのシンポジウムでの成果をまとめたものが、「低成果労働者の解雇に関する最近の裁判例の動向」(季刊労働法 255号 15-26頁)であり、日本労働法学会でも報告を行った。また、中国法については、「中国の解雇法理の研究」(法政研究 82巻 2・3号 313 - 38頁)を公表した。

(5) 研究の総括

中国における民事的制裁制度についてみると、例えば、未払い賃金がある場合に、裁判所または労働行政機関が、実際に支払われた賃金との差額(未払金)の支払に加えて、その未払金の50~100%の金額の「賠償金」(付加賠償金)の支払を命じることができる。こうした付加賠償金の仕組みは、最低賃金との差額分、時間外・休日労働に対する時間外(150%)・休日(200%)労働手当などにも適用される。

これと同種の仕組みとして、(3)で触れた労働契約の未締結に対する二倍賃金の支払制度がある。労働契約の書面作成という政策目的の実現や労働法規制の履行促進のために、行政的な監督や指導及び罰則(刑事罰)や過料(行政罰)といった公法的制裁に加えて、使用者から労働者に対して、懲罰的な金銭の支払を義務付ける手法を採用している。中国において「二倍賃金」や「賠償金」の性質は、「懲罰的な」金銭と理解されており、単なる損害賠償(損害の填補)とは捉えられていない。そして、中国における書面の労働契約の締結率は非常に高く、こうした民事的制裁の手法に、政策実現の一定の効果が認められている。

これに対して、日本における、長時間労働に対する民事的制裁としては、割増賃金や付加金制度があるが、付加金制度は、判例法理によって、その機能を一定の範囲に制限されている実態がある。

こうした現状において、現在、長時間労働に対して、罰則付きの上限規制が検討されている(公法的規制の強化)。しかし、罰則による規制の効果には限界があり、また、労働基準署による実際の取締も容易ではなく、時間外労働の抑制効果に対して、過度な期待は禁物である。

そこで、民事的制裁の活用を考える。同じ「制裁」でも、公法的制裁(刑事罰や行政罰等)と民事的制裁とでは、使用者にとっては、金銭的負担を生じさせる点では同じである。しかし、労働者にとっては、その制裁的金銭の帰属先が国(公法的制裁)ではなく、労働者自らに支払われるもの(民事的制裁)であることから、労働者が訴訟によって権利を実行する誘因となる。同時に、使用者に対しては、民事的制裁を通じて義務の不履行を引き合わないものとして遵法を奨める効果があり、また、刑事罰と比べると、使用者の名誉・信用を傷つけない。

公法的な規制手法に加えて、割増率の引上げや算定基礎に賞与を組み込むなどの手法

をとることにより、時間外・深夜・休日労働に対するコストを引き上げること（民事的制裁の強化）を通じて、民事的な（金銭支払義務を通じた）制裁・抑止力をもって対応することも有効と考える。また、現状の日本の付加金制度に関する判例法理を見直し、付加金の民事的制裁の効能を発揮できるようにすべきである。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 33 件)

山下昇、「民事的制裁の効能」、労働法律旬報、査読無、1902号、2017年、4頁 - 5頁

山下昇、「付加金請求に関する手数料の還付請求と付加金制度の目的」、法政研究、査読無、84巻2号、2017年、479 - 494頁

山下昇、「中国における労働契約の書面化とその実効性確保の手段 - 民事的制裁を通じた労働法上の義務の履行促進」、法政研究、査読無、84巻3号、2017年、647 - 669頁

山下昇、「長時間にわたる疲労蓄積と業務起因性 - 横浜南労働基準署長（東京海上横浜支店）事件」、別冊ジュリスト、査読無、227号、2016年、104 - 105頁

山下昇、「低成果労働者の解雇に関する最近の裁判例の動向」、季刊労働法、査読無、255号、2016年、15 - 26頁

山下昇、「中国の解雇法理の研究」、法政研究、査読無、82巻2・3号、2015年、46 - 53頁

山下昇、「長時間労働とパワハラによる医師のうつ病発症・自殺と損害賠償責任 - 公立八鹿病院組合ほか事件」、法学セミナー、査読無、732号、2015年、117頁

山下昇、「トラック運転手の内因性疾患死と業務起因性 - 国・福岡東労働基準署長（蔭田運送）事件」、法学セミナー、査読無、729号、2015年、131頁

山下昇、「警備員の仮眠・休憩時間の労働時間該当性 - ビソー工業事件」、やまぐちの労働、査読無、595号、2015年、6 - 7頁

〔学会発表〕(計 1 件)

山下昇 「雇用終了のルールの明確化とその紛争解決制度の課題」 日本労働法学会 2017年10月

〔その他〕

ホームページ等

<http://hyoka.ofc.kyushu-u.ac.jp/search/details/K003123/index.html>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

山下 昇 (YAMASHITA, Noboru)

九州大学・大学院法学研究院・教授

研究者番号：60352118